

建築士及び建築士事務所の皆様へ

〈静岡県・(財)静岡県生活科学検査センターから御協力のお願いです〉

新設した浄化槽は、浄化槽法第7条に基づき、設置後に水質検査を受けなければなりません。

静岡県では、浄化槽管理者(住宅の施主等)の皆様、建築確認申請書又は浄化槽設置届を提出する際に、併せて「浄化槽法第7条検査依頼書」の提出と検査手数料の前納をお願いしておりますが、一部の浄化槽管理者に本制度の周知がされず、検査未受験の状況が見られております。

つきましては、皆様には浄化槽の適正管理に御理解いただき、建築確認申請書等に「浄化槽法第7条検査依頼書」を添付されない浄化槽管理者に対しまして、下記「お問合せ先」を御案内いただくなどの御協力をお願いいたします。

1. 検査はなぜ必要なの？

新しく設置した浄化槽の工事が適切に行われ、有効に機能しているかを検査します。

浄化槽法では「浄化槽を新しく設置した者は使用開始後、3～8ヶ月の間に指定検査機関による検査を受けなければならない。」と定めています。

2. どのような検査を行うの？

検査の内容は次のとおりです。

外観検査	設置の状況、設備の稼働や水の流れ方などの状況を検査します。
水質検査	浄化能力を確認するためBOD、pH、D0、透視度などを測定、分析します。
書類検査	保守点検記録などを確認し、浄化槽の管理状況を確認します。

3. 検査はだれが行うの？

浄化槽の検査は県知事の指定した機関でなければ行うことができません。静岡県では(財)静岡県生活科学検査センターが唯一の指定検査機関となっています。

なお、検査の実施については申し込み後、4～5ヶ月を経過した後に、(財)静岡県生活科学検査センターからご連絡いたします。

4. 検査の依頼はどのようにするの？

①検査依頼用振込用紙に必要事項を記入する。

②金融機関に検査手数料を振り込む。

③所定用紙に「振込金受領書兼浄化槽法第7条検査依頼書(写)」を貼付する。

④建築確認申請書又は浄化槽設置届を提出する時に併せて、受付窓口へ提出する。

※浄化槽設置の中止や規模変更があったときは別途払戻等の手続きをいたします。

※検査依頼用振込用紙は、市町及び(財)静岡県建築住宅まりづくりセンターにあります。

5. お振り込みいただく検査手数料

検査手数料は設置する浄化槽の規模に応じて次のようになっています。

浄化槽の規模	～20人槽	21人～50人槽	51人～100人槽	101人～300人槽	301人槽～
7条検査手数料	11,500円	14,500円	18,000円	19,500円	21,500円

6. お問合せ先

(財)静岡県生活科学検査センター (電話番号 054-621-5030)

静岡県暮らし・環境部環境局生活環境課 (電話番号 054-221-2268)